

香川県週休2日工事実施要領（営繕編）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するために実施する香川県週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）のうち、営繕工事に係るものに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（1）週休2日

- 1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 3) 完全週休2日（土日）（以下「週単位の週休2日」という。）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。

（2）対象期間

工事着手日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらずに現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（達成基準）

第3条 週休2日工事の達成基準は、次のとおりとする。

1) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることとする。

2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることとする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

3) 週単位の週休2日

週単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。）ごとに現場閉所日数が2日以上水準に達していることとする。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。週単位の週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

（対象工事）

第4条 営繕工事において週休2日工事を実施する対象は、総務部営繕課又は土木部住宅課において発注する原則すべての工事とする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

2 受注者は、週休2日の取組みについて変更を希望する場合、発注者と協議の上、工事着手日までに別添様式1により変更することができる。

（入札公告等における記載）

第5条 発注者は、週休2日工事の場合は、入札公告及び特記仕様書に週休2日工事である旨を記載するものとする。

（工事着手前の確認手続き）

第6条 受注者は、工事着手日までに、週休2日を考慮した現場閉所日が確認できる工程表を作成するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

（工事中標示板）

第7条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事である旨を記載するものとする。

（現場閉所日に現場作業を行う場合の報告）

第8条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に工事監督員に報告しなければならない。

（工事完成時の実施状況報告）

第9条 受注者は、工事完成時に現場閉所日の確保の状況を確認できる資料を工事監督員に提出しなければならない。

（工事監督員の休日確保の取組み）

第10条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第11条 発注者は、当初設計で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行って発注する。現場閉所の状況を確認し、第3条の達成基準に満たない場合は、補正を除外して積算し、変更設計をする。第4条第2項により取組みを変更し、第3条の達成基準を満たす場合は、週単位の週休2日を達成した場合の補正を行って、変更設計をする。

(工事成績評定)

第12条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者の週休2日の取組状況に応じて、工事成績評定で評価する。

(アンケート調査の実施)

第13条 受注者は、竣工検査日までにアンケートを発注者に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。